

A 7 研修の参加が実質的に強制されていれば賃金を支給しなければなりません。

[解説]

従業員教育のため、使用者からの指示命令による強制参加の研修は、労働時間となり賃金の支払いが必要となります。

参加自由が保障されている研修なら、労働時間にはなりません。ただし、自由参加の研修といっても、参加しないと人事考課上のマイナス評価を受けたり、研修参加が業務上不可欠である場合は、事実上参加が強制されているとみなされ、労働時間となり、これも賃金の支払いが必要となります。